

2022年7月27日

各位

会社名 PHC ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎 正次
(コード：6523、プライム市場)
問合せ先 経営管理部 部長 木村 正志
(TEL. 03-5408-7280)

当社独立社外取締役向けストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2022年2月1日付「当社独立社外取締役向けストック・オプション制度の導入に関するお知らせ」及び2022年5月25日付「当社独立社外取締役向けストック・オプション制度の導入(詳細決定)に関するお知らせ（定時株主総会付議議案）」においてお知らせしましたとおり、当社独立社外取締役に対する新たな報酬として、ストック・オプション制度の導入に係る議案を2022年6月29日開催の当社第9期定時株主総会に付議し、当該議案は当該株主総会において決議されましたが、当該株主総会決議に基づいて、当社独立社外取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項及び当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等について、本日、当社取締役会で決議しましたので、お知らせします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由
ストック・オプションの価格は、当社株価に連動するものであることから、業績連動報酬の一部として当社独立社外取締役へ付与することにより、当社取締役が株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆さまと共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えています。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の名称
PHC ホールディングス株式会社第1回J種新株予約権
 - (2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 3名 計 378個
 - (3) 新株予約権の総数
378個

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式(以下、「普通株式」という。) 37,800株とし、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、100株とします。

但し、割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により対象株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、新株予約権の割当日以後に、当社が、普通株式の無償割当てを行う場合、当社の組織再編に伴い対象株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で対象株式数の調整を行うことができるものとします。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとします。なお、職務執行の対価として、ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しません。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記に定義する。)に対象株式数を乗じた額とします。

② 新株予約権の行使により普通株式を交付する場合における普通株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)は、1,543円とします。なお、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとします。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、2022年8月13日から2032年8月12日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとします。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権は、2023年から2025年の各年の6月1日において、新株予約権者が

割り当てを受けた新株予約権の総数のうち3分の1に相当する個数について権利が確定するものとし（以下、①に基づき新株予約権者の権利が確定することを「ベスティング」といいます。）、新株予約権者は、原則として、ベスティングされた新株予約権のみを行使することができるものとします。

- ② ただし、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合（正当な事由に基づく場合を除きます。）には、当該時点でベスティングしていない新株予約権は失効するものとします。
- ③ 新株予約権者が破産した場合その他当社が認める事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとします。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- ⑤ 一個の新株予約権の一部を行使することはできないものとします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権の行使条件を満たさない場合等において、新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(12) マルス・クローバック条項

新株予約権者に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権の一部若しくは全部の無償取得（マルス）、又は、新株予約権者に付与した新株予約権相当の金銭の返還請求等（クローバック）をすることができるものとします。

(13) 新株予約権の割当日

2022年8月12日

(14) 新株予約権証券の不発行

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しません。

(15) その他

会社法その他の法律の改正等、新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じるものとします。

以上